

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

## 監 査 公 表

### 静岡市監査公表第5号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、静岡市長及び静岡市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成28年 7 月 5 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	浅 場 武
同	岩 崎 良 浩

### 記

#### 1 平成21年度包括外部監査（補助金等の事務の執行について）

##### （1）静岡市校長会等教育研究事業補助金（教育総務課）

###### 【指摘事項】

###### ア 補助金等ごとに「交付要綱」等を作成しているか

補助金等を適正に交付するためには、個々の補助金等ごとに「交付要綱」等を整備する必要がある。

なお、「交付要綱」等を制定すべきであるとの意見は、3年前に静岡市監査委員（以下「市監査委員」という。）から指摘されている事項である。

###### イ 「交付要綱」等で交付目的が明文化されているか

各所管課は、「目的」が明文化されていない補助金等について、直ちに「交付要綱」等にその支出の「目的」を記載すべきであると考えます。

###### ウ 補助等の対象経費の範囲は「交付要綱」等で定められているか

市は、補助金等の対象となる経費の範囲を明確にしていない補助金等について、その

範囲を明らかにすることが必要である。

エ 補助等の割合等は「交付要綱」等で明確になっているか

補助等の目的があくまでも特定の事業や団体に対する支援であることを前提にすれば、対象経費の全額を補助することは基本的に避けるべきであり、補助等の割合や上限額を設定することによって、補助金等の交付金額の適正性を確保することが必要であると考えます。

**【措置の状況】**

平成26年3月31日付けで静岡市校長会等教育研究事業補助金交付要綱を制定し、同年4月1日から施行しました。

当要綱の中で、①交付目的を明確にし、②補助等の対象経費の範囲を定め、③補助等の割合等を明確にしました。

なお、交付要綱の制定に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

(2) 静岡市静岡平和資料センター事業補助金（教育総務課）

**【指摘事項】**

ア 補助金等ごとに「交付要綱」等を作成しているか

補助金等を適正に交付するためには、個々の補助金等ごとに「交付要綱」等を整備する必要があります。

なお、「交付要綱」等を制定すべきであるとの意見は、3年前に市監査委員から指摘されている事項である。

イ 「交付要綱」等で交付目的が明文化されているか

各所管課は、「目的」が明文化されていない補助金等について、直ちに「交付要綱」等にその支出の「目的」を記載すべきであると考えます。

ウ 補助等の対象経費の範囲は「交付要綱」等で定められているか

市は、補助金等の対象となる経費の範囲を明確にしていない補助金等について、その範囲を明らかにすることが必要である。

エ 補助等の割合等は「交付要綱」等で明確になっているか

補助等の目的があくまでも特定の事業や団体に対する支援であることを前提にすれば、対象経費の全額を補助することは基本的に避けるべきであり、補助等の割合や上限

額を設定することによって、補助金等の交付金額の適正性を確保することが必要である  
と考える。

**【措置の状況】**

平成26年 4 月 1 日付けで静岡市静岡平和資料センター事業補助金交付要綱を制定し、同日  
施行しました。

当要綱の中で、①交付目的を明確にし、②補助等の対象経費の範囲を定め、③補助等の割  
合等を明確にしました。

なお、交付要綱の制定に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告とな  
りました。

(3) 静岡市 P T A 連絡協議会運営事業費等補助金（学校教育課）

**【指摘事項】**

ア 補助金等ごとに「交付要綱」等を作成しているか

補助金等を適正に交付するためには、個々の補助金等ごとに「交付要綱」等を整備す  
る必要がある。

なお、「交付要綱」等を制定すべきであるとの意見は、3年前に市監査委員から指摘さ  
れている事項である。

イ 補助等の割合等は「交付要綱」等で明確になっているか

補助等の目的があくまでも特定の事業や団体に対する支援であることを前提にすれ  
ば、対象経費の全額を補助することは基本的に避けるべきであり、補助等の割合や上限  
額を設定することによって、補助金等の交付金額の適正性を確保することが必要である  
と考える。

**【措置の状況】**

平成26年 4 月 1 日付けで静岡市 P T A 連絡協議会運営事業費等補助金交付要綱を制定し、  
同日施行しました。

当要綱の中で、補助等の割合等を明確にしました。

なお、交付要綱の制定に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告とな  
りました。

## (4) 静岡市立中学校部活動振興育成会運営事業等補助金（学校教育課）

## 【指摘事項】

## ア 補助金等ごとに「交付要綱」等を作成しているか

補助金等を適正に交付するためには、個々の補助金等ごとに「交付要綱」等を整備する必要がある。

なお、「交付要綱」等を制定すべきであるとの意見は、3年前に市監査委員から指摘されている事項である。

## イ 補助等の対象経費の範囲は「交付要綱」等で定められているか

市は、補助金等の対象となる経費の範囲を明確にしていない補助金等について、その範囲を明らかにすることが必要である。

## ウ 補助等の割合等は「交付要綱」等で明確になっているか

補助等の目的があくまでも特定の事業や団体に対する支援であることを前提にすれば、対象経費の全額を補助することは基本的に避けるべきであり、補助等の割合や上限額を設定することによって、補助金等の交付金額の適正性を確保することが必要であると考え。

## エ 対象経費が不明確な状況で補助額の適正性を検証できるか

補助等の対象経費が交付要綱等で明文化されていない状況のもとでは、その算定根拠を確認することができず、また、後日、補助金等の使途を検証することもできない。

補助額の算定の適正性を確保するためにも、補助等の対象となる経費を交付要綱等で明確にすることが必要である。

## 【措置の状況】

平成26年4月1日付けで静岡市立中学校部活動振興育成会運営事業等補助金交付要綱を制定し、同日施行しました。

当要綱の中で、①補助等の対象経費の範囲を定め、②補助等の割合等を明確にするとともに、③補助額の適正性を検証することとしました。

なお、交付要綱の制定に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

## (5) 生徒指導対策事業補助金（学校教育課）

## 【指摘事項】

## ア 補助等の見直しの時期が明確になっているか

市は、見直しの時期（終期）を明確にし、改めて補助金等の目的（公益上の必要性）及びその効果を検証し、今後も公益上必要であると認められる限りにおいて、補助事業を継続するという仕組みを構築すべきである。

## イ 補助等の割合等は「交付要綱」等で明確になっているか

補助等の目的があくまでも特定の事業や団体に対する支援であることを前提にすれば、対象経費の全額を補助することは基本的に避けるべきであり、補助等の割合や上限額を設定することによって、補助金等の交付金額の適正性を確保することが必要であると考ええる。

## 【措置の状況】

当該補助金は、事業の精査を行った結果、公費として負担すべき経費を学校配当予算の中に組み入れることにより、平成26年度をもって廃止しました。

なお、補助金の廃止に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

## (6) 静岡市中学校体育連盟運営事業費等補助金（学校教育課）

## 【指摘事項】

## ア 補助金等ごとに「交付要綱」等を作成しているか

補助金等を適正に交付するためには、個々の補助金等ごとに「交付要綱」等を整備する必要がある。

なお、「交付要綱」等を制定すべきであるとの意見は、3年前に市監査委員から指摘されている事項である。

## イ 補助等の対象経費の範囲は「交付要綱」等で定められているか

市は、補助金等の対象となる経費の範囲を明確にしていない補助金等について、その範囲を明らかにすることが必要である。

## ウ 補助等の割合等は「交付要綱」等で明確になっているか

補助等の目的があくまでも特定の事業や団体に対する支援であることを前提にすれば、対象経費の全額を補助することは基本的に避けるべきであり、補助等の割合や上限額を設定することによって、補助金等の交付金額の適正性を確保することが必要であると考ええる。

エ 対象経費が不明確な状況で補助額の適正性を検証できるか

補助等の対象経費が交付要綱等で明文化されていない状況のもとでは、その算定根拠を確認することができず、また、後日、補助金等の使途を検証することもできない。

補助額の算定の適正性を確保するためにも、補助等の対象となる経費を交付要綱等で明確にすることが必要である。

**【措置の状況】**

平成26年 4 月 1 日付けで静岡市中学校体育連盟運営事業費等補助金交付要綱を制定し、同日施行しました。

当要綱の中で、①補助等の対象経費の範囲を定め、②補助等の割合等を明確にするとともに、③補助額の適正性を検証することとしました。

なお、交付要綱の制定に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

(7) 遠隔地校校外教育活動補助金[現 静岡市中山間地域学校 P T A 校外教育支援事業補助金] (学校教育課)

**【指摘事項】**

ア 補助等の割合等は「交付要綱」等で明確になっているか

補助等の目的があくまでも特定の事業や団体に対する支援であることを前提にすれば、対象経費の全額を補助することは基本的に避けるべきであり、補助等の割合や上限額を設定することによって、補助金等の交付金額の適正性を確保することが必要であると考えます。

**【措置の状況】**

平成26年 4 月 1 日付け施行の静岡市中山間地域学校 P T A 校外教育支援事業補助金交付要綱の中で、補助等の割合等を明確にしました。

なお、交付要綱の制定に際して、措置状況の報告を失念したことにより、今回の報告となりました。

2 平成23年度包括外部監査 (水道事業及び下水道事業に関する財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について)

## (1) 水道料金及び下水道使用料の債権管理の強化（営業課）

## 【指摘事項】

水道料金及び下水道使用料に係る滞納債権圧縮目的を達成するためには、まずは長期滞納者の財産状況等を十分に分析し、識別し、結果として納付意識が欠如している滞納者であるかどうかといった性質の類型化をする必要がある。

## 【措置の状況】

効率のよい滞納整理を実施するため、交渉記録、納付状況及び納付書等の返戻状況等営業課が独自に保有している情報を基に、料金システムのデータ抽出機能を活用し、以下の基準により滞納者の類型化をおこないました。

- ①所在の有無
- ②督促状により納付する軽微な滞納者
- ③給水停止予告により納付する滞納者
- ④給水停止後に納付する滞納者
- ⑤給水停止しても納付しない滞納者
- ⑥給水停止ができない（下水道使用料の滞納のみ等）滞納者
- ⑦高額・悪質滞納者

この類型化を行うことによって、法的な処分を伴わない範囲において、現年度分及び軽易な過年度分の徴収業務については民間委託業者が担当し、未納料金の早期回収・滞納発生件数の抑制を目指し、営業課職員は、高額滞納者・悪質滞納者等にかかわる不良債権の整理に注力し、加えて「支払督促」等の法的措置を行うことで、債権回収の体制を強化しました。

下水道使用料の滞納分については、質問調査権の活用により預金調査を実施しました。今後も財産調査を実施し、強制徴収を進めていきます。

## (2) 退職給与引当金（水道総務課、下水道総務課）

## 【指摘事項】

「発生主義の原則」に従って退職給与引当金を計上し、期間損益計算の適正化による経営成績の適正表示及び財政状態の適正表示に努めなければならない。

地方公営企業会計の目的を達成するため、退職給与引当金に関する適正な基準を定め、その基準に基づいて計上する必要がある。

**【措置の状況】**

退職給与引当金については、総務省によれば、原則として「発生主義の原則」に従って各会計における職員の在籍期間に応じて計算した額を計上することが望ましいとされているため、「在籍期間に応じて負担」することが妥当であると考えております。

しかし、総務省の見解はあくまでも原則で、最終的な判断は各自治体に委ねられており、本市における各会計間の異動者に係る退職金については、「静岡市職員退職手当支給条例」及び「静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」において「退職時の所属（会計）において全額負担」することが規定されているため、現行の引当金の計上はこの方法に従っております。

本市における各会計間の人員構成等（①平均給料②平均年齢③職員数）については大きな違いはなく、その場合、総務省のQ&Aにおいて「年度末に所属している職員の一般会計負担分を控除する前の期末要支給額を公営企業会計負担分とする方法でも差し支えない」とされていること、「在籍期間」を算定するためのシステム変更や全職員の過去のデータ入力等に膨大な費用と時間を要することから、費用対効果や効率性等総合的に検討した結果、「退職時の所属（会計）において全額負担」し、「期末に所属する職員の期末要支給額の総額」により引当金を計上する現行の方法で、適正であると判断しました。

**3 平成24年度包括外部監査（高齢化対策事業の事務の執行について）****（1）《要介護認定》直営と委託（介護保険課）****【指摘事項】**

要介護認定の認定者数は年々増加し続けており、今後も増加していくことが見込まれている。こうした環境下において、認定業務を直営のみで対応するのはやはり困難であり、外部委託を有効に活用することが必要である。

外部委託については、事務受託法人に対し、認定業務を委託する方法を導入するべきであるとする。事務受託法人への委託は、政令指定都市でも約4割は導入しており、静岡市においても導入可能な方法である。事務受託法人が、市で実務経験をした優秀な非常勤職員の受け皿となり、調査実務の専門家集団となれば、市が認定業務を委託できる相手先として、十分に機能し、有効に活用できると考える。

**【措置の状況】**

市町村事務受託法人への委託については、市内法人の意向調査結果や関係課と検討した結



果、市として、今後の効率的な業務や質の担保などから「適正な法人に委託する」という方針を掲げました。

この方針に基づき、第3次行財政改革推進大綱計画に搭載しました。県との協議を行い、対象要件に見合う法人と折衝を進めておりますが、初期費用の工面や指導者の育成、委託料単価などの折り合いがつかず実施に至っておりません。委託料の単価の再検討も含め、対象法人とは今後も継続して協議を進め、平成29年度の実施を目指します。